



# 長野県報

6月28日(金)  
平成25年  
(2013年)  
号外

## 目次

### 条例

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	2
特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（人事課）	3
長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（高校教育課）	4
長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（警務課）	5

### 本号で公布された条例のあらまし

#### ◇ 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第27号）

- 1 地方交付税等の削減に対応し、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、一般職の職員の給料等を減額することとしました。
- 2 この条例は、平成25年7月1日から施行します。

#### ◇ 特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第28号）

- 1 長野県特別職報酬等審議会の答申に基づき、県議会議員の議員報酬の額並びに知事等の給料の額及び退職手当の支給割合を引き下げるほか、地方交付税等の削減に対応し、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、特別職の職員等の給料等を減額することとしました。
- 2 この条例は、平成25年7月1日から施行します。

#### ◇ 長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第29号）

- 1 地方交付税等の削減に対応し、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、学校職員の給料等を減額することとしました。
- 2 この条例は、平成25年7月1日から施行します。

#### ◇ 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（条例第30号）

- 1 地方交付税等の削減に対応し、平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間、警察職員の給料等を減額することとしました。
- 2 この条例は、平成25年7月1日から施行します。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年6月28日

長野県知事 阿部守一

**長野県条例第27号**

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

一般職の職員の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額等の特例）

- 15 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（次項及び附則第18項において「特例期間」という。）における職員の給料月額（一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第1号）附則第9項の規定による給料を含み、附則第5項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項第1号に定める額に相当する額を減ぜられた給料月額（同条例附則第9項の規定による給料を含む。）をいう。以下この項及び附則第17項において同じ。）は、第6条から第9条まで及び附則第5項並びに同条例附則第9項の規定にかかわらず、給料月額から、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（次項において「減額率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級以下	100分の3.8
	3級から6級まで	100分の6.7
	7級以上	100分の8.4
研究職給料表	2級以下	100分の3.8
	3級又は4級	100分の6.7
	5級	100分の8.4
医療職給料表(1)	1級	100分の3.8
	2級	100分の6.7
	3級以上	100分の8.4
医療職給料表(2)	2級以下	100分の3.8
	3級以上	100分の6.7
医療職給料表(3)	2級以下	100分の3.8
	3級以上	100分の6.7

- 16 特例期間における職員の給料の調整額は、第12条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により人事委員会が定める額から、当該額に減額率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- 17 第3条に規定する手当及び長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる給料月額及び給料の調整額については、前2項の規定は、適用しない。

- 18 特例期間における職員の給料の特別調整額は、第12条の2第1項の規定にかかわらず、同項の規定により人事委員会が定める額から、当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当の額の算出の基礎となる給料の特別調整額については、この限りでない。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

（任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

- 2 任期付職員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第4項を附則第5項とし、附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の後に次の1項を加える。

（平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額の特例）

- 3 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間ににおける第4条第1項に規定する特定任期付職員の給料月額は、同項及び同條第3項の規定にかかわらず、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、同條第4項に規定する特定任期付職員業績手当

の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号俸が1号俸から4号俸までのもの 100分の6.7
- (2) 第4条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号俸が5号俸以上のもの及び同条第3項の規定による給料月額を受ける職員 100分の8.4

(任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正)

- 3 任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年長野県条例第41号）の一部を次のように改正する。

附則第3項を附則第4項とし、附則第2項の次に次の1項を加える。

（平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額の特例）

3 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における第1号任期付研究員及び第5条第2項に規定する第2号任期付研究員の給料月額は、同条第1項、第2項及び第4項の規定にかかわらず、給料月額から、給料月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、同条第5項に規定する任期付研究員業績手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

- (1) 第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号俸が1号俸から3号俸までのもの及び同条第2項に規定する給料表の適用を受ける職員 100分の6.7

- (2) 第5条第1項に規定する給料表の適用を受ける職員であって、その号俸が4号俸以上のもの及び同条第4項の規定による給料月額を受ける職員 100分の8.4

人事課

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年6月28日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県条例第28号

特別職の職員等の給与に関する条例の一部を改正する条例

特別職の職員等の給与に関する条例（昭和27年長野県条例第10号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第1項第1号中「100分の65」を「100分の55」に改め、同項第2号中「100分の45」を「100分の40」に改め、同項第3号中「100分の30」を「100分の26」に改め、同項第4号中「100分の20」を「100分の17」に改める。

附則第3項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（常勤の職員の給料月額の特例）」を付し、附則第6項を附則第7項とし、附則第5項を附則第6項とし、附則第4項を附則第5項とし、附則第3項の次に次の1項を加える。

- 4 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における常勤の職員の給料月額は、別表第1の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。ただし、第4条の2に規定する期末手当の額及び第5条の2に規定する退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

職名	給料月額
知事	1,086,300円
副知事	866,800円
地方公営企業の管理者	732,600円
知事の秘書	190,300円以上370,400円以下の範囲内において任命権者が定める額
教育長	732,600円
人事委員会の常勤の委員	637,200円
常勤の監査委員	706,500円

附則に次の1項を加える。

（議会の議員報酬の特例）

- 8 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における議会の議員報酬の月額は、別表第2の規定にかかわらず、次の表に掲げる額とする。ただし、第7条第1項及び同条第2項において読み替えて準用する第4条の2第2項に規定する期末手当の額の算出の基礎となる議員報酬額については、この限りでない。

職名	議員報酬
議長	866,800円
副議長	766,290円
議員	723,600円

別表第1中	「	<table border="1"> <tr><td>1,282,000円</td></tr> <tr><td>988,000円</td></tr> <tr><td>817,000円</td></tr> </table>	1,282,000円	988,000円	817,000円	を	<table border="1"> <tr><td>1,278,000円</td></tr> <tr><td>985,000円</td></tr> <tr><td>814,000円</td></tr> </table>	1,278,000円	985,000円	814,000円	」	に、「205,000円以上399,000円」を「204,000円以上397,000円」に、
1,282,000円												
988,000円												
817,000円												
1,278,000円												
985,000円												
814,000円												
	「	<table border="1"> <tr><td>817,000円</td></tr> <tr><td>711,000円</td></tr> <tr><td>788,000円</td></tr> </table>	817,000円	711,000円	788,000円	を	<table border="1"> <tr><td>814,000円</td></tr> <tr><td>708,000円</td></tr> <tr><td>785,000円</td></tr> </table>	814,000円	708,000円	785,000円	」	に改める。
817,000円												
711,000円												
788,000円												
814,000円												
708,000円												
785,000円												
別表第2中	「	<table border="1"> <tr><td>988,000円</td></tr> <tr><td>864,000円</td></tr> <tr><td>807,000円</td></tr> </table>	988,000円	864,000円	807,000円	を	<table border="1"> <tr><td>985,000円</td></tr> <tr><td>861,000円</td></tr> <tr><td>804,000円</td></tr> </table>	985,000円	861,000円	804,000円	」	に改める。
988,000円												
864,000円												
807,000円												
985,000円												
861,000円												
804,000円												

別表第3の1中「182,000円以上357,000円」を「181,000円以上355,000円」に、「38,000円以上164,000円」を「37,800円以上163,000円」に改める。

#### 附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

人事課

長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年6月28日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県条例第29号

長野県学校職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第2号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間における給料月額等の特例）

12 平成25年7月1日から平成26年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における学校職員の給料月額（長野県学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第26号）附則第9項の規定による給料を含み、附則第6項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項第1号に定める額に相当する額を減ぜられた給料月額（同条例附則第9項の規定による給料を含む。）をいう。以下この項において同じ。）は、第5条から第8条まで及び第11条から第12条まで並びに附則第6項並びに同条例附則第9項の規定にかかわらず、給料月額から、給料月額に、当該学校職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、第2条第3項に規定する手当及び長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる給料月額については、この限りでない。

給料表	職務の級	割合
教育職給料表(1)	1級	100分の3.8
	2級又は3級	100分の6.7
	4級以上	100分の8.4
教育職給料表(2)	2級以下	100分の3.8
	3級以上	100分の6.7
教育職給料表(3)	2級以下	100分の3.8
	3級以上	100分の6.7
学校栄養職給料表	2級以下	100分の3.8
	3級以上	100分の6.7
事務職給料表	2級以下	100分の3.8
	3級以上	100分の6.7

- 13 特例期間における学校職員の給料の特別調整額は、第16条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により人事委員会が定める額から、当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当の額の算出の基礎となる給料の特別調整額については、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

高校教育課

長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例をここに公布します。

平成25年6月28日

長野県知事 阿部 守一

#### 長野県条例第30号

##### 長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

長野県警察職員の給与に関する条例（昭和29年長野県条例第30号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び4項を加える。

（平成25年7月1日から平成26年3月31までの間における給料月額等の特例）

- 25 平成25年7月1日から平成26年3月31までの間（次項及び附則第28項において「特例期間」という。）における警察職員の給料月額（長野県警察職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年長野県条例第32号）附則第9項の規定による給料を含み、附則第15項の規定の適用を受ける者である場合にあっては、同項第1号に定める額に相当する額を減ぜられた給料月額（同条例附則第9項の規定による給料を含む。）をいう。以下この項及び附則第27項において同じ。）は、第6条から第9条まで及び附則第15項並びに同条例附則第9項の規定にかかわらず、給料月額から、給料月額に、当該警察職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（次項において「減額率」という。）を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

給料表	職務の級	割合
警察職給料表	3級以下	100分の3.8
	4級から7級まで	100分の6.7
	8級以上	100分の8.4
一般職給料表	2級以下	100分の3.8
	3級から6級まで	100分の6.7
	7級以上	100分の8.4
警察研究職給料表	2級以下	100分の3.8
	3級以上	100分の6.7

- 26 特例期間における警察職員の給料の調整額は、第12条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により人事委員会が定める額から、当該額に減額率を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。

- 27 第3条第2項に規定する手当及び長野県職員退職手当条例（昭和28年長野県条例第67号）の規定に基づく退職手当の額の算出の基礎となる給料月額及び給料の調整額については、前2項の規定は、適用しない。

- 28 特例期間における警察職員の給料の特別調整額は、第13条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により人事委員会が定める額から、当該額に100分の10を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じた額とする。ただし、地域手当の額の算出の基礎となる給料の特別調整額については、この限りでない。

#### 附 則

この条例は、平成25年7月1日から施行する。

警務課